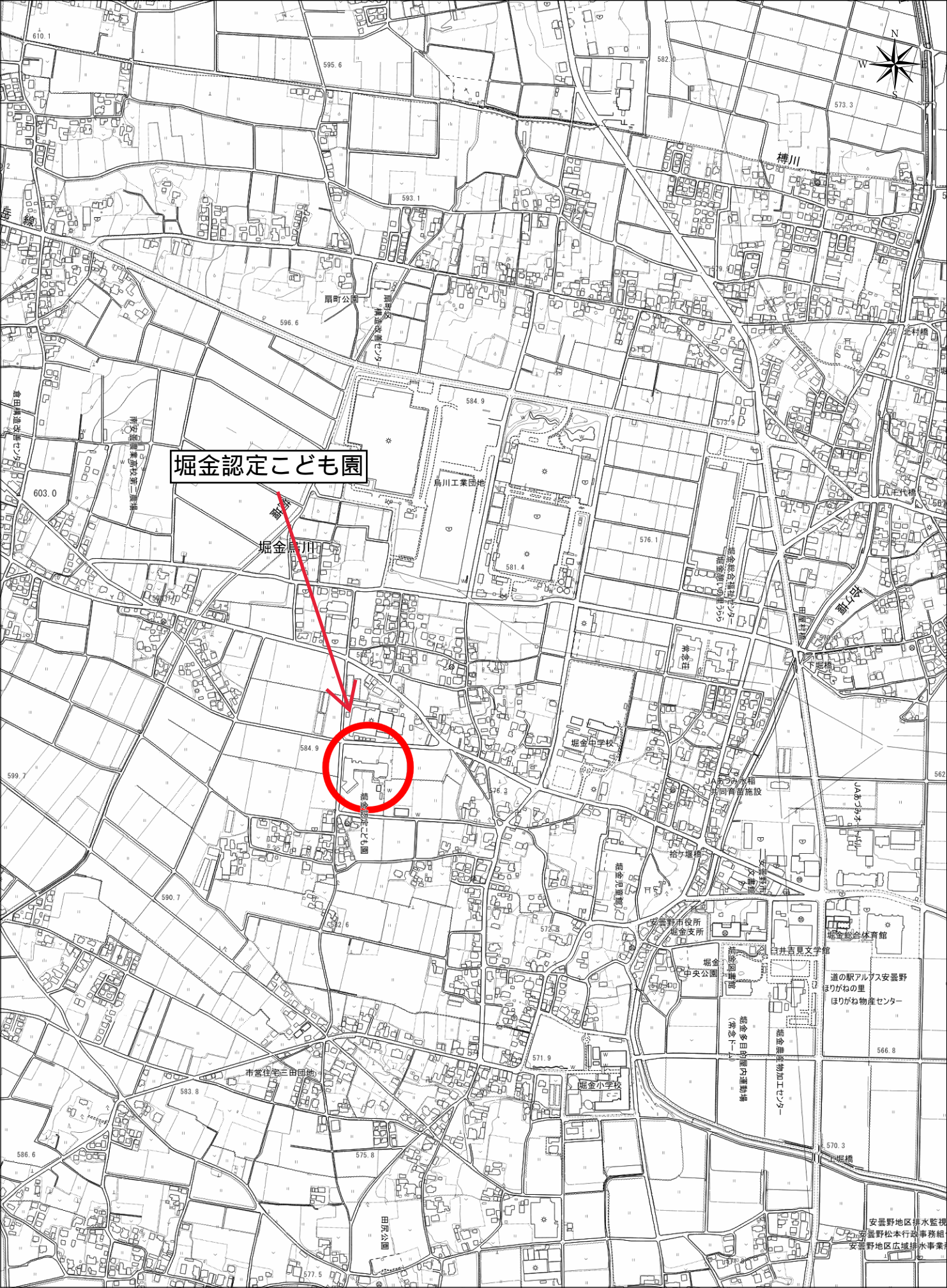


市長		副市長		教育長		部長		課長		係長		検算		担当	
令和7年度 堀金認定こども園 遊具更新工事															
安曇野市 堀金認定こども園															
複合遊具設置工事 1基								施工方法		委 託					
								施工期間							
								起工予定年月日							
								竣工予定年月日		令和8年2月27日					
								契約保証方法		金銭的補償					

工事内訳書

工事名：令和7年度 堀金認定こども園遊具更新工事							
No.	名 称		数量	単位	単価(円)	金額(円)	摘 要
1	複合遊具	参考：PG33-SC129	1.0	基			
2	搬入費		1.0	式			
3	組立及び設置工事		1.0	式			
4	基礎工事費	材工共	1.0	式			
5	着地マット	参考：WGーMT0915 ゴムチップ マットt30mm・テーパー)	2.0	枚			
6	搬入費		1.0	式			
7	据付費		1.0	式			
8	諸経費	仮設費・法定福利費含む	1.0	式			
9	合 計		1.0	式			
10	消費税相当額		10	%			
11	工事費 （消費税込み）		1.0	式			

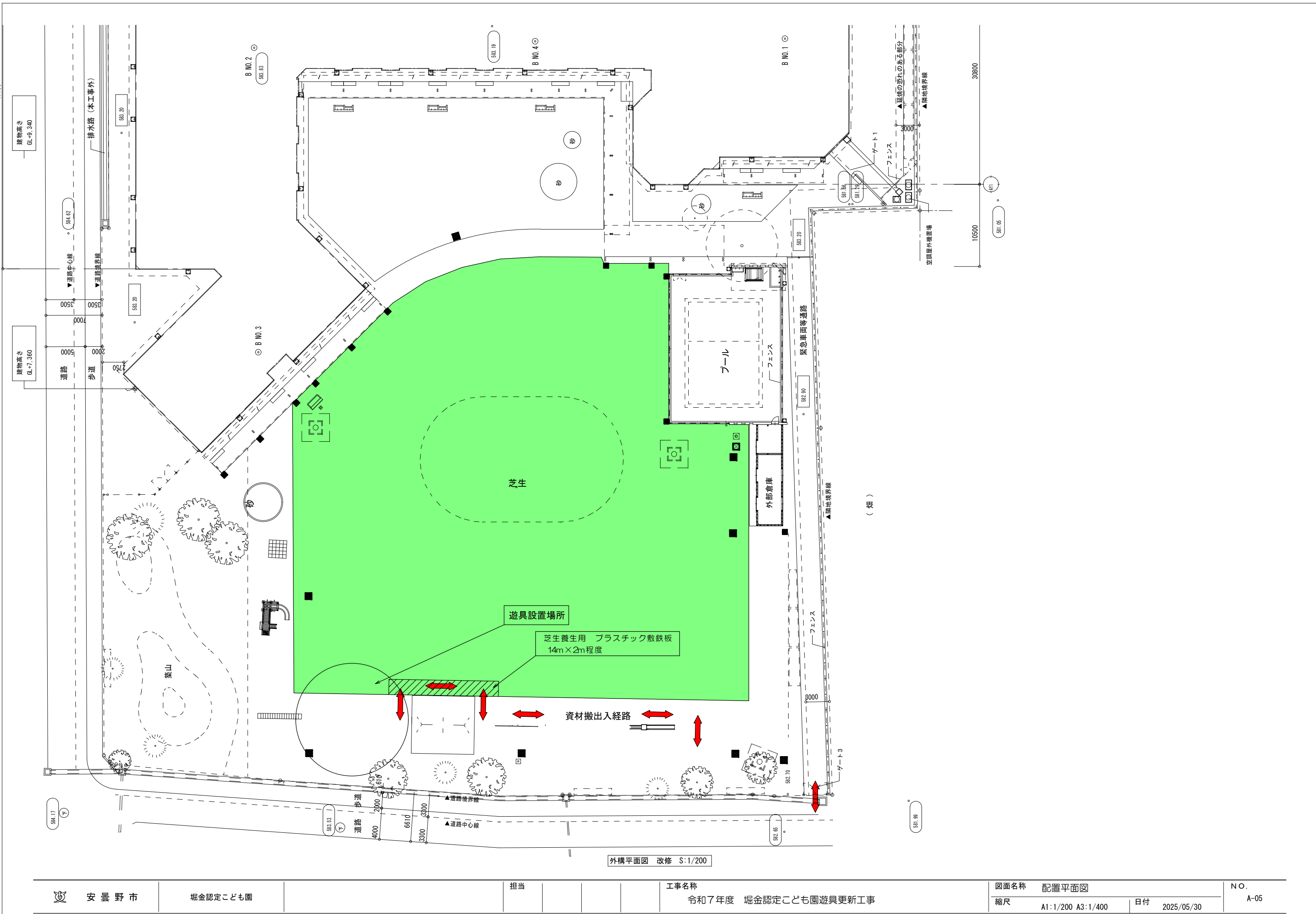
位置図 1:10,000



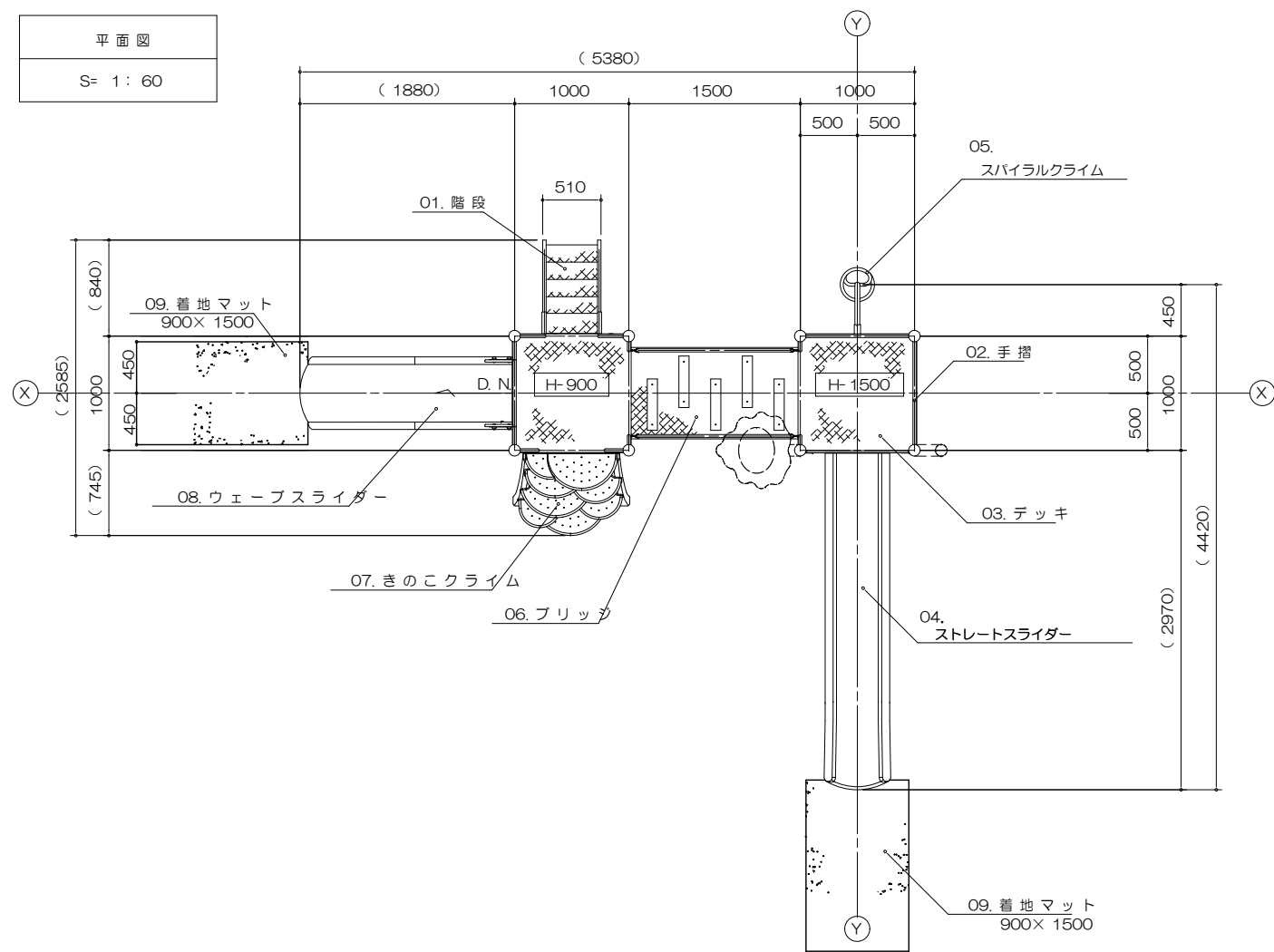
令和7年度 堀金認定こども園遊具更新工事 仕様書

1 工事名称	■ 令和7年度 堀金認定こども園遊具更新工事																
2 工事場所	安曇野市 堀金認定こども園																
3 工事の種類	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☒ その他(遊具更新工事)																
4 施設概要	施設名	構造															
		参考図参照															
5 共通事項	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">設計図書</td> <td>■仕様書 ■見積内訳書 ■平面図 ■参考図</td> </tr> <tr> <td>準拠図書等</td> <td>■遊具の安全に関する規準</td> </tr> <tr> <td>技能士</td> <td>☐適用する。</td> </tr> <tr> <td>材料</td> <td>■設計図書に記載されたもの又は同等とする。ただし同等以上とする場合は、監督員の承諾を受けて使用しなければならない。</td> </tr> <tr> <td>解体材・発生材等の処理</td> <td>■場外搬出適正処理</td> </tr> </table>					設計図書	■仕様書 ■見積内訳書 ■平面図 ■参考図	準拠図書等	■遊具の安全に関する規準	技能士	☐ 適用する。	材料	■設計図書に記載されたもの又は同等とする。ただし同等以上とする場合は、監督員の承諾を受けて使用しなければならない。	解体材・発生材等の処理	■場外搬出適正処理		
設計図書	■仕様書 ■見積内訳書 ■平面図 ■参考図																
準拠図書等	■遊具の安全に関する規準																
技能士	☐ 適用する。																
材料	■設計図書に記載されたもの又は同等とする。ただし同等以上とする場合は、監督員の承諾を受けて使用しなければならない。																
解体材・発生材等の処理	■場外搬出適正処理																
6 仮設工事	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">表示板</td> <td>■監督員・施設管理者の承諾による。(必要な場合)</td> </tr> <tr> <td>安全施設</td> <td>■監督員・施設管理者の承諾による。</td> </tr> <tr> <td>工事用水</td> <td>■構内既存の施設(無償)</td> </tr> <tr> <td>工事用電力</td> <td>■構内既存の施設(無償)</td> </tr> <tr> <td>仮設トイレ</td> <td>■設置(場所は園と協議)</td> </tr> <tr> <td>機器・器具養生</td> <td>■シート養生(必要な場合)</td> </tr> </table>					表示板	■監督員・施設管理者の承諾による。(必要な場合)	安全施設	■監督員・施設管理者の承諾による。	工事用水	■構内既存の施設(無償)	工事用電力	■構内既存の施設(無償)	仮設トイレ	■設置(場所は園と協議)	機器・器具養生	■シート養生(必要な場合)
表示板	■監督員・施設管理者の承諾による。(必要な場合)																
安全施設	■監督員・施設管理者の承諾による。																
工事用水	■構内既存の施設(無償)																
工事用電力	■構内既存の施設(無償)																
仮設トイレ	■設置(場所は園と協議)																
機器・器具養生	■シート養生(必要な場合)																

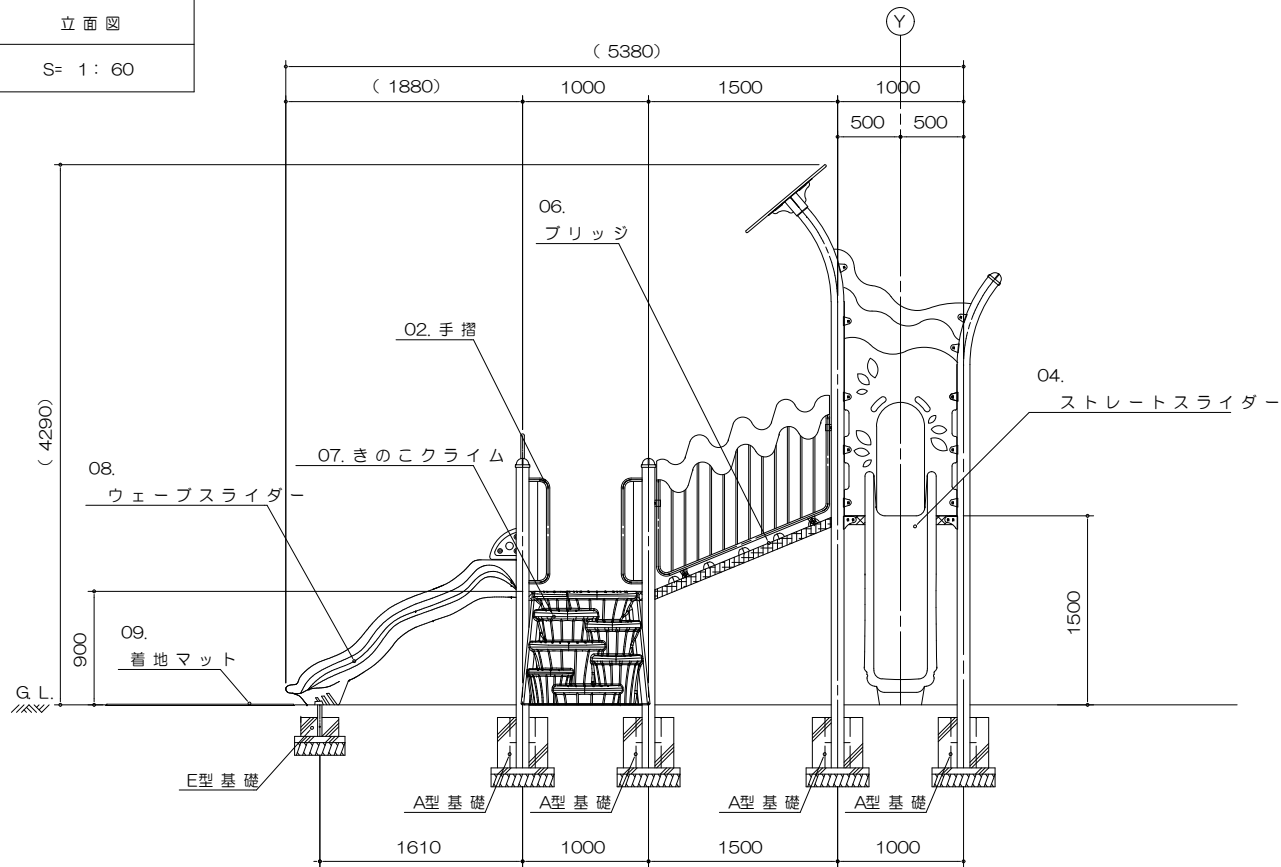
7	提出書類	内容	適用
	着手時	■現場代理人・主任技術者の通知 ■下請け人通知 □着手届け ■使用材料承認願 ■関係機関への届出書 ■監督員が指示する書類	資格者証の写し添付 公園施設製品安全管理士 又は公園施設製品整備技士 注文書の写し添付
	施工中	■施工協議書	必要な場合
	しゅん工	■工事写真 ■完成写真 ■完成図 ■マニフェスト ■関係機関への届出書 ■監督員が指示する書類	しゅん工届と同時に提出 しゅん工届と同時に提出 しゅん工届と同時に提出 しゅん工届と同時に提出 しゅん工届と同時に提出
8	工事現場の建設副産物等の処理		
	産業廃棄物	■委託により処理する場合は、収集運搬業者及び処分業者とそれぞれ契約をすること ■運搬車両ごとにマニフェストを発行すること	
9	施工について		
	施工及び製品仕様	■設計書・参考図・仕様書およびメーカー仕様による。	
	その他	■安全委は、十分な配慮を行い、必要によりバリケード等を設置すること、この場合予め施設管理者の承諾を得ること。	
10	その他		
		■工事に関する申請手続、検査等は全て請負者の負担とする。 ■関係法令を遵守した施工を行う。 ■芝生内へ運搬車等進入する場合は、養生をおこない芝および埋設配管に損傷のないように十分な注意を払うこと。また、事前に工法等を監督員と協議を行うこと。 ■既存施設に請負者の責により損害を与えた時は、速やかに監督員に報告し、指示に従い、復旧すること。なお、復旧までに係る費用は請負者の負担とする。 ■施工範囲外での機器・器具等は十分な配慮で養生を行い監督員の承諾を得ること。 ■施工日程は、施設管理者と協議を行い決定すること。場合により、開園時間外または休日、祝日となる場合もあります。 ■本工事は、「週休2日工事実施要領」発注者指定型週休2日工事の対象である。	



平面図
S= 1 : 60



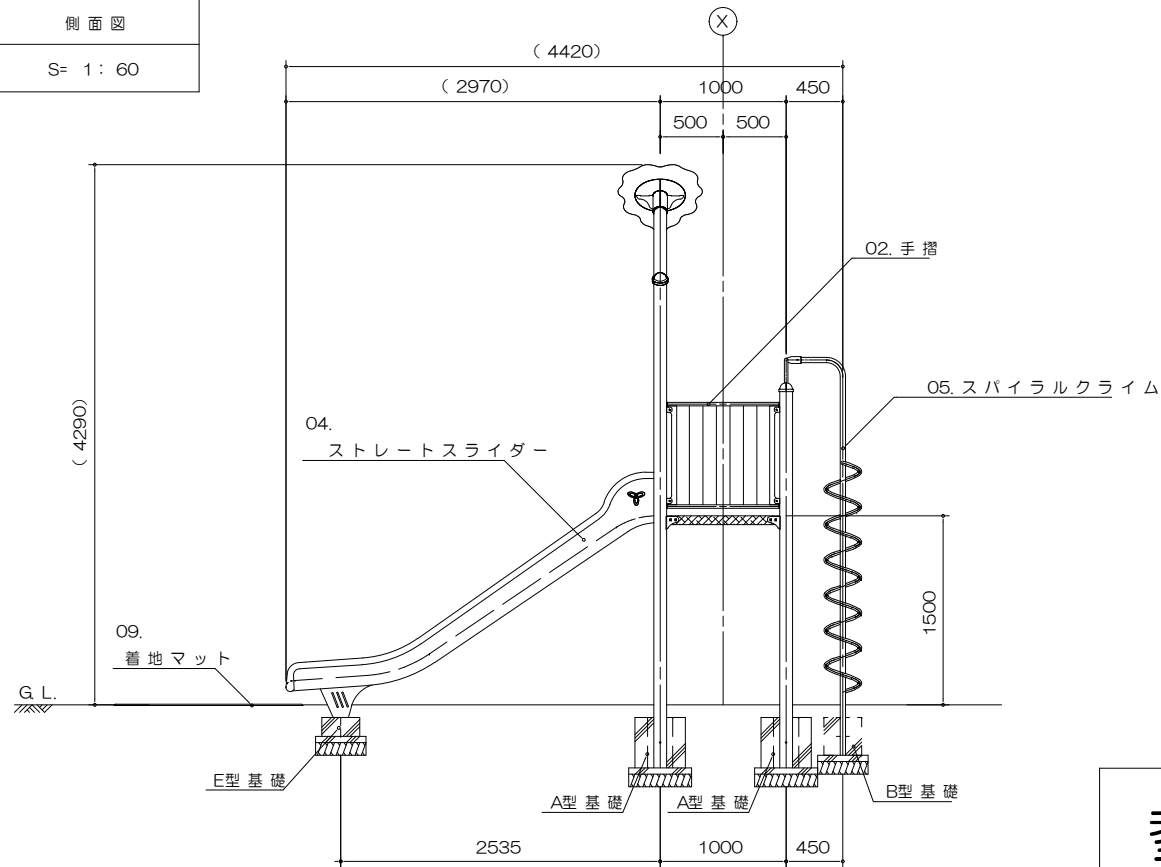
立面図
S= 1 : 60



PG33-SC129+マット付
ポピンワールド
S=図示 (K)

アイテムリスト			
No	アイテム名	主要部材	数量
01	階段	手摺 : 27. 2φ ささら : 鋼板曲げ加工品 (スーパースチール) 踏 板 : 鋼板曲げ加工品 (溶融亜鉛メッキ仕上・無塗装)	1 基
02	手摺	27. 2φ	- 基
03	デッキ	鋼 鋼 板	- 基
04	ストレートスライダー	低密度ポリエチレン樹脂回転成型品 (TPo- A)	1 基
05	スパイラルクライム	42. 7φ 27. 2φ	1 基
06	ブリッジ	手 摺 : 27. 2φ デ ッ キ : 鋼 鋼 板 滑り止め : 米ヒバ材半丸太90φ	1 基
07	きのこクライム	低密度ポリエチレン樹脂回転成型品 (Po)	1 基
08	ウェーブスライダー	低密度ポリエチレン樹脂回転成型品 (Po)	1 基
09	着 地 マ ッ ト	ゴムチップマット t30mm VGM0915	2 枚

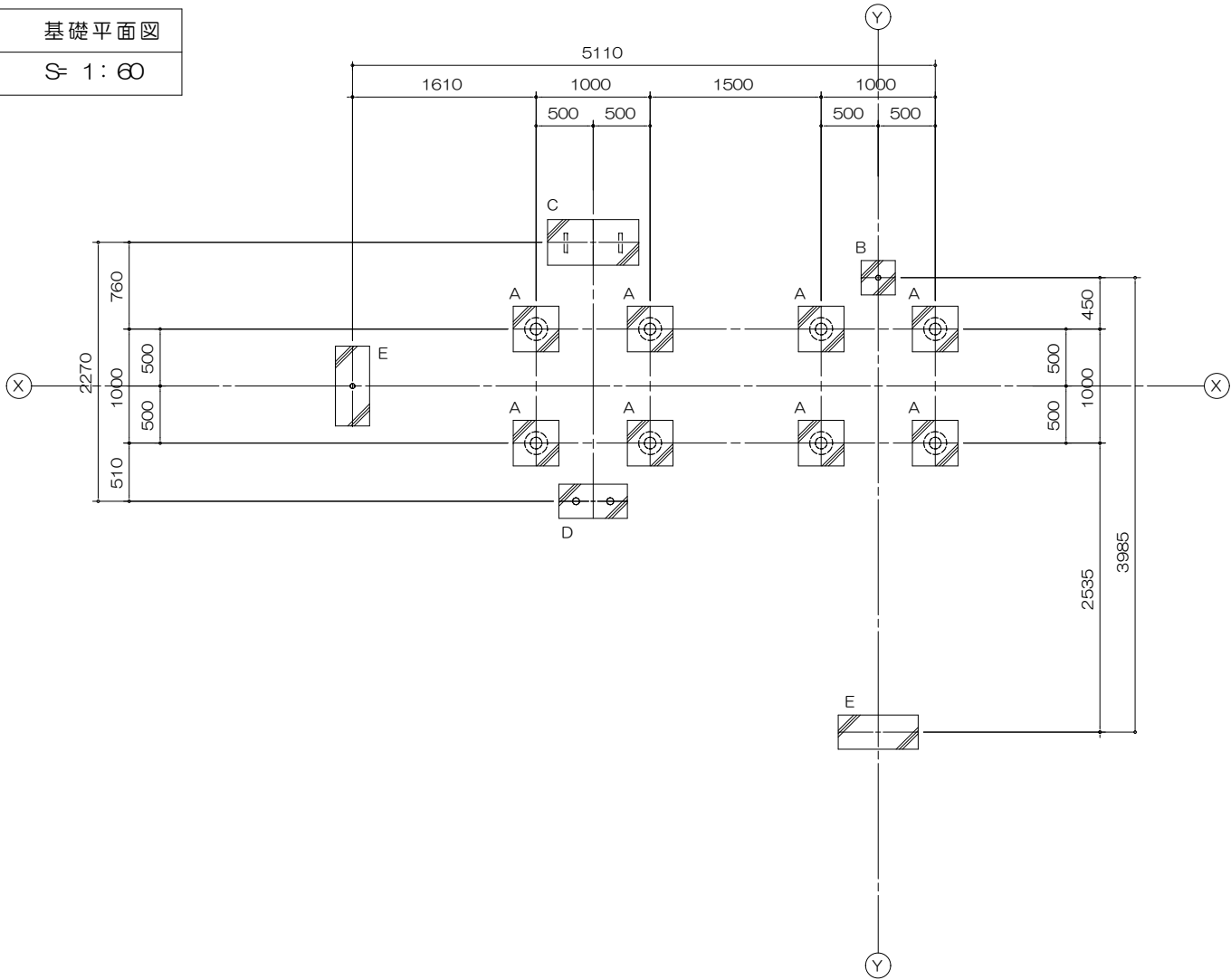
側面図
S= 1 : 60



参考図

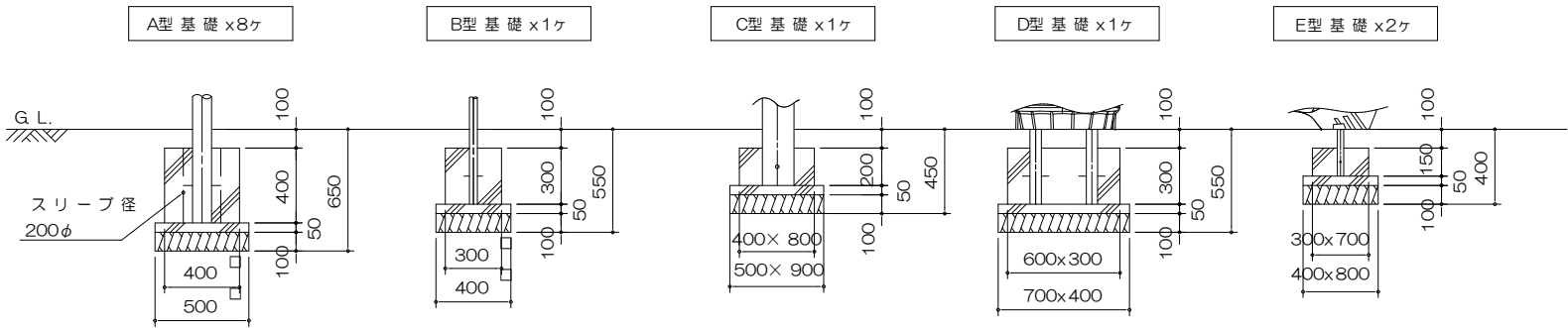
基礎平面図

S= 1：60



基礎リスト

S= 1：40



PG33-SC129+マット付

ポッピングワールド

S=図示 (K)

特記事項（１）

塗装 下地：ジंकロメートメッキ（スーパースチール部は除く）

下塗：特殊エポキシ樹脂系プライマー塗装

仕上：合成樹脂高温焼付塗装

ボルト・ナットは全てジंकロメートメッキとする。

スーパースチールは高耐食メッキ材とする。

滑り止めは、米ヒバ材半丸太（無処理）とし、洗水性T-WPステイン塗装仕上とする。

樹脂製スライダー部分については、素材及び製作方法の特性上、形状寸法が若干異なる場合があります。

製品は、ISO9001・ISO14001両規格認証取得企業で製造された製品とする。

製品は、SP表示認定企業で製造された製品とする。

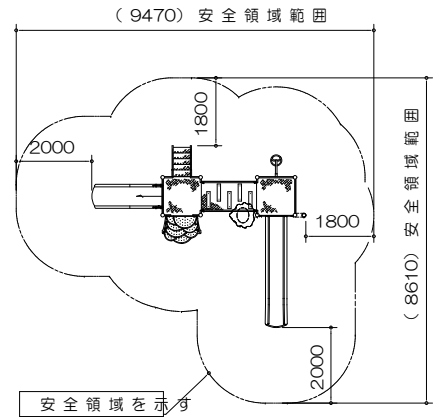
製品は、（一社）日本公園施設業協会・団体賠償責任保険に加入した製品とする。

製品は、（一社）日本公園施設業協会が策定した「遊具の安全に関する規準（JPFA-SP-S：2024）」に適合した製品とする。

製品の対象年齢は、3～6歳とする。

安全領域範囲

S= 1：200



参考図